

平成28年

目黒区教育委員会

第27回定例会会議録

(平成28年7月12日開催)

第27回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成28年7月12日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会委員長	小村 恵子
	教育委員会委員長職務代理者	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会委員	木村 肇
	教育委員会教育長	尾崎 富雄

出席職員	教育次長	関根 義孝
	教育政策課長	山野井 司
	学校統合推進課長	増田 武
	学校運営課長	佐藤 欣哉
	学校施設計画課長	照井 美奈子
	教育指導課長	田中 浩
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	和田 孝
	統括指導主事	古舘 秀樹
	生涯学習課長	濱下 正樹
	八雲中央図書館長	大迫 忠義

書記		小野塚 幸隆
		山東 隆博

(議事日程)

- | | | |
|---------|------|--|
| 日程第 1 | 報告事項 | 目黒区いじめ防止対策推進条例(仮称)の検討状況について |
| 日程第 2 | 報告事項 | 平成 2 8 年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 2 7 年度分）報告書（素案）について |
| 日程第 3 | 報告事項 | 自然宿泊体験教室給食食材等の放射性物質検査の結果について |
| 日程第 4 | 報告事項 | 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について |
| 日程第 5 | 報告事項 | 東山住区センター等改築実施設計（案）について |
| 日程第 6 | 報告事項 | 不動児童館学童保育クラブの仮移転について |
| 日程第 7 | 報告事項 | 目黒区立大鳥中学校 E（イングリッシュ）キャンプの実施について |
| 日程第 8 | 報告事項 | 目黒区立中学校イングリッシュサマースクールの実施について |
| 日程第 9 | 報告事項 | 目黒区・目黒区教育委員会職員訪問団の北京市東城区への訪問について |
| 日程第 1 0 | 報告事項 | 教育委員会名義の使用承認状況について |

資料配布

- ・学校統合推進課だより（南部・西部地区版）N o . 7

(午前9時30分開会)

- 委員長 第27回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は笹尾委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 目黒区いじめ防止対策推進条例(仮称)の検討状況について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 この件についてご質問等ございますか。
- 委員 4ページの目的と用語の定義ですけれども、目黒区子ども条例では、第12条に子どもの参加というのがあり、「子どもは、自分にかかわりのあることについて意見を述べたり」という子どもの意見表明権が規定されていて、今般つくるいじめ防止対策推進条例との関係でいえば、目黒区子ども条例が上位条例に当たると思っています。この子どもの意見表明権について、これから工夫をしていただきたいと思います。また、いじめの主体と客体というのは児童・生徒で子どもであるわけです。先ほど子どもたちの責務についての考えに触れられていましたけれども、何らかの形で入れ込むべきだと思います。
- 子どもは、いじめは絶対に、いかなる理由があってもしてはならないということですが、それだけではなくて、主体と客体としての役割、あるいは責務といったものがあります。それはこの条文の中に入れ込むのは難しいかもしれませんが、そこは念頭に置いて検討を進めていただきたいと思います。
- 6ページ目の10番ですけれども、重大事態に対する対処について、これは、いじめ防止対策推進法において、重大事態が生じたときには、区長に報告するという規定です。その認識からいうと、27年度においては、重大事態はなかったという認識でいいのかをはっきりしておく必要があると思います。
- それから、形式的なところですが、資料1枚目の表紙ですけれども、検討組織の設置のところでの主な検討事項というのがあります。これは所掌事項と照らすと、当面は条例案の骨子の構成案等というのまで入ってくると思いますが、主な検討事項の最初に今後のスケジュールが来ています。順番的に、一番最初ですと

流れが悪いです。

まず、これまでの経緯、条例案の骨子、そして今後のスケジュールに入っていくと思いますが、その1、2、3の流れがよくないと思います。

○説明員

まず、1点目の意見表明等についてですけれども、まず一つは、制定過程で子どもたちの声をどう聴くのかということが一つあるかと思います。もう一つは、実際に条例を制定して、いじめ防止対策を進めていく上で、子どもたちの意見をどのように聴いていくのか。2つの観点があろうと思いますので、これは検討を進めていく中で、どんな形がいいのか、できるのか、できないのか、工夫をしながら進めていきたいと考えております。

それから、主体・客体が子どもということで、条例に盛り込むのか、あるいは基本方針の中に盛り込むのか。もし条例に盛り込むとすれば、先ほども申し上げましたけれども、具体的な責務という形では子どもには難しいので、条例の規定はいかがかなという部分がありますので、基本方針の中、あるいは基本方針に基づく個別具体的なものの中に、子どもが主体だということで、子どもの責務や、子どもがどのようにしたらいいのかということを含めて、検討したいと思います。

それから、27年度のいじめの状況ですけれども、国の基本方針の中で、重大事態についての例示がされていまして、自殺を企図したような場合ですとか、身体の重大な被害、傷害ですとか、金品等の重大な被害、あるいは精神に疾患を来すような場合が考えられますが、27年度について、そこまでの状況になるような事態は生じていません。

それから最後の、主な検討事項のところですが、当日、7月6日に実施したときの議題の順に、まず、大まかにスケジュールを理解した上で、これまでの検討経過の整理、確認、それから条例骨子の構成案等という形で進めましたので、それを記載させていただきました。項目を「主な議題」と修正させていただきます。

○委員

資料6ページのいじめに対する措置で、「学校は事実確認を行う」という形になっております。主語が「学校は」になっておりますので、学校が事実確認を行うということで一本化していくのでしょうか。学校の中で対処し切れないような難しい問題が生じたときには、当然、教育委員会へ報告し、事実確認そのものも教

育委員会が行うと思うのですが、どうでしょうか。

それから、重大事態に対する対処で、これも主語は「学校は」になっております。重大事態が発生したということの確認は学校だけが行うのでしょうか。「教育委員会を通じて」という一文がありますけれども、区長に報告する前の発生、重大事態の確認、これを「学校は」だけでいいのでしょうか。

○説明員 両方合わせてのお答えになるかもしれませんが、まず、事実確認ですけれども、教育委員会にいじめ問題の調査委員会を置きます。このいじめ問題の調査委員会も、当然事実確認を行う。ただ、実際に発生している現場、これは学校になりますので、学校が事実確認をしなくていいのかといえば、そうではありません。そういう意味で、学校が事実確認をする。学校にもいじめ対策委員会というのは既に全て設置されていますので、そういった場も使いながら事実確認をする。その事実確認を、教育委員会としては、確認したり支援をしていく立場にあると考えています。

条文にしたときに、どういう内容にするのかは今後詰めていかなければいけないと思いますけれども、関係なり趣旨としては、そのように考えてございます。

○委員長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 平成28年度目黒区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成27年度分)報告書(素案)について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。

○委員 先ほどのいじめのことで多少関連するのですが、唯一のC評価の実施策が「いじめの防止等に向けた取組体制の充実」ですが、なぜCになるのかと思いました。

条例化を検討するという実施策に対して、条例化できなかったからCだという評価は、余りにも厳し過ぎると思います。それから、ほかの項目との比較において、例えば充実という言葉で表現されたものが、人によっては、充実はまだできていないというような場合に、すべてがC評価になるのかということにもなってし

まうと思います。

○説明員

実施策には「検討を進める」となっており、何もしていなかったわけではないので、C評価は厳し過ぎるのではないかというご意見かと思えます。

C評価が厳しい厳しくないという以前に、改めてまとめてみますと、学校での基本方針は27年度中に策定してございます。この条例化のところの項目として、学校の基本方針はどうかといった部分があるかと思えます。その部分をもしこの条例化のところにあわせて入れるのであれば、委員がご指摘になったように、C評価という形はなくなるのかなと思えます。あくまでもここは条例化の検討なので、学校の基本方針はここには入らないということであれば、最悪C評価だったとしても、その次の2-3-2の「いじめを許さない学校体制の充実」のところ、これは全体でA評価になっていますけれども、ここに学校での基本方針の策定が入ってこない、つくりとして完全ではないのかなという部分もありますので、今のご意見も踏まえまして、調整をさせていただきたいと存じます。

○委員

形式的な面で申し上げますけれども、1ページの1の実施方針、「平成20年11月27日 目黒区教育委員会決定」とあります。これは、その後決定を変える必要があったのではないかと思います。というのは、法の根拠条文が27条となっていますが、26条に改正されています。

それから、基本的なところで、9ページになりますけれども、第4の重点課題の点検及び評価のところ、定量的な達成状況の評価基準しか示していません。定量的な部分と定性的な部分を合わせた評価をしないと、いじめの防止条例のところのように、Cになってしまうわけで、ここは、達成状況と書いていますけれども、法は、定性的な評価を含めたものを想定しているので、定性的な評価も含めた基準というものは必要だと思っています。

項目ごとの表には、評価のところ、達成状況と今後の方向性等の記載があります。ここも含めた評価にしないといけないと思えます。

3点目は、12ページの「教職員の人権意識の啓発」のところ、確かにこの実施策は、「いじめ問題など児童生徒に適切な指導ができる教員の育成を図る」ということで、研修を行いましたということですが、そうすると、A評価だと思います。た

だ、定性的な部分でいえば、体罰調査とかいろいろな関連を総合的に勘案していくと、まだA評価は少し甘いのかなと思います。

20ページの一番下段の1-10-2の「就学前施設と小学校の円滑な接続」ですけれども、確かにこの実施策は、区立小学校の教員との合同研修会の開催や、幼児と児童の交流会など連携した活動を進めています。お二人の学識経験者の方は非常に熱心に、そしてすぐれた観点から評価をしていただいています。例えば年度の初めの学校長プレゼンや、教育委員会と校長とのヒアリングの機会等を総合してみると、ここは必ずしもAという評価は当てはまらないのではないかと思います。まだ課題があるからこそ、各教育委員が小中連携はどうかと毎回聞いているわけですので、評価について再考していただきたいと思います。

それから、24ページの「いじめ防止対策に係る条例化の検討」ですけれども、これは、平成27年度の取組状況の欄に、目黒区教育に関する大綱の策定、それから、いじめ防止対策推進法で義務づけられている全区立小中学校における学校いじめ防止基本方針の策定を優先したと記述していますが、達成状況のところに記述することが重要なことだと思います。

いじめ防止等に向けた取り組み体制の充実というのは、条例を制定したかしないかということ問うているわけではなくて、この2-3-1も、実施策のところの一番最後のところを見ると、「目黒区いじめ防止対策基本方針の策定について検討を進める」ということで、条例化をすとか基本方針を策定するとは書いていないわけです。いじめ防止対策推進条例に先駆けて大綱の策定、それから、法で必置になっている学校いじめ防止基本方針の策定を先行し、いじめ防止対策に向けた取り組みの強化を進めたわけですから、定量的な意味も含めて、ここはC評価ではないと思います。

○説明員

まず、1点目の実施方針ですけれども、これは20年11月から、改正はしてございません。

ご指摘の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の27条ですけれども、現在の改正法では26条になってございますが、当区の場合は経過措置の適用を受けていまして、引き続き、点検・評価に関する条文も含めて旧法の適用となつてございますので、実施方針についても27条のまま記載はしてございます。10月以降新法の適用になりますので、その際にはここを26条に変え

る必要があるといった状況です。

それから、評価の定性的な部分ですけれども、今までもご指摘をいただいています、評価のところの達成状況の記述、今後の方向性等の記述、27年度の取り組み状況もそうですけれども、これらの記述ですできるだけ定性的な部分を表現できるように、努めました、まだ盛り込め切れていない部分もあると感じております。

それから、3段階評価がどうなのかといったところで、その中間の部分があるだろうというご指摘もいただいています、そういう部分も含めて記述の中にあらわしていきたいとお答えもしているところです。個別にいただきましたご意見も含めまして、改めて調整したいと思えます。学識経験者の方からこの評価では厳し過ぎるのではないかとといったようなご意見をいただいて修正した部分もありますけれども、達成状況のA、B、Cとの関連も含めて、なるべく定性的な部分も表現できるような形で、修正できる部分については修正をしていきたいと思えます。

○委員

地教行法の26条、27条にこだわるつもりはないですけれども、法律の引用をしているわけで、ここは、条文は26条にしておくべきではないかなと思えます。旧法の適用ということで、改めて、教育委員会決定をするのでしょうか。

それから、9ページのところは、定量的なものだけの評価基準というのは法では想定しておらず、定性的なものも含めた評価、これを議会へ報告し、また、区民へ公表していくことによって、さらに教育行政の充実・発展につなげていくということが目的だと思います。

定性的な部分を加えるとすれば、例えばAでいえば、「実施策の進捗が計画どおりできており、一定の水準が確保されている」とか、「一定の評価ができる」と変更するような表現の工夫が必要です。点検のところは、「(達成状況)」ではなくて、「点検及び評価の基準は次のとおりとする」ということだと思います。Bについていえば、「実施策の進捗が一部計画どおりできていないものがある」に加え、「あり、さらなる努力が必要である」です。それからCについては、「実施策の進捗が計画どおりできておらず」に加え、「さらなる取り組みが必要である」という表現です。

重ねて申し上げますが、第4の1は点検ではなくて点検及び評

価の基準、A、B、Cとあって、2は点検及び評価の総括表ということ。全部達成状況に特化してここへ書いていますが、あくまでも法の規定に基づく点検・評価、これは文部科学省の事務次官通達も出ていますので、その趣旨をよく斟酌していただいて、他区に先駆けた、いい評価書をつくってもらいたいと思っています。

○説明員　　まず、実施方針ですけれども、これは、10月に新制度へ移行しますので、その後改めて、規定の整備ということになりますので、改めてご議決をいただく必要があるかと思っております。

それから、評価基準ですけれども、ご意見も踏まえて、来年度以降については学識経験者の方のご意見もいただきながら工夫していきたいと思っております。今回についても学識経験者の方の点検・評価も終わっている段階ではありますが、ご意見の趣旨を学識経験の方にもお伝えして、直せるものであれば直すよう、検討していきたいと思っております。

○委員長　　その他ご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第3を議題とします。

(日程第3　　自然宿泊体験教室給食食材等の放射性物質検査の結果について
(報告事項))

○説明員　　(資料により説明)

○委員長　　この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第4を議題とします。

(日程第4　　学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について (報告
事項))

○説明員　　(資料により説明)

○委員長　　この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第5を議題とします。

(日程第5　　東山住区センター等改築実施設計 (案) について (報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 この件についてご質問等ございますか。
- 委員 前にも質問させていただきましたが、発達障害の方がアクセスの悪いこの場所に行くのには車を使うことが多いと思います。この設計図では、駐輪場は十数台分と書いてありますが、駐車スペースは1台ということでしょうか。ここで発達障害の方たちが家族とともに一緒に会うというときに、車を使うことは困難になるのではないかと心配しているのですが。
- 説明員 発達障害支援拠点の担当所管課であります障害福祉課に確認しておりますが、保護者、当事者の方は、基本的に池尻大橋駅からいらしていただく、あるいは最寄りのバス停からいらしていただくということがございます。また、自転車使用という形をとることもあると考えております。
- 車に関しまして、ここで駐車をするスペースは、学校の敷地として、法律的に必要な障害者用の駐車場しかございません。そういった中で、車での来所という形では考えていないということ、所管課から聞いております。
- 委員 今後の取り組みというところで、「発達障害への理解が進むよう、できる限り多くの関係者の意見を伺い、疑問に答え、丁寧な説明を引き続き行う」とあります。設計の案の説明会実施はありますが、保護者の中からは、不安を感じられている方の声を聞きます。引き続き保護者、地域の方への、発達障害に関する説明会なども、行う予定はあるのでしょうか。
- 説明員 確かに実施設計の案としましてはこの内容で8月に説明いたしますが、その後は、発達障害支援に特化いたしまして、所管課である障害福祉課が中心となって引き続き丁寧に説明していくことを考えております。
- 委員長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第6を議題とします。
- (日程第6 不動児童館学童保育クラブの仮移転について(報告事項))
- 説明員 (資料により説明)
- 委員長 この件についてご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第7を議題とします。

(日程第7 目黒区立大鳥中学校E (イングリッシュ) キャンプの実施について (報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。

○委員 この企画は、いい企画だと思っております。参加者が48人で、応募者が56人いるということは、同じ学年で8人も行けない状態の方が今いるわけですが、今までの未参加者は全部行けるという状況にはなっているのでしょうか。

○説明員 昨年度参加していない生徒を優先していますので、今年度初めて申し込む生徒については全員参加できるという状況になっております。

○委員長 その他ご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第8を議題とします。

(日程第8 目黒区立中学校イングリッシュサマースクールの実施について (報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第9を議題とします。

(日程第9 目黒区・目黒区教育委員会職員訪問団の北京市東城区への訪問について (報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。

特にないようですので、この報告を受けました。
次に日程第10を議題とします。

(日程第10 教育委員会名義の使用承認状況について (報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○委員長 この件についてご質問等ございますか。
特にないようですので、この報告を受けました。

〔 資料配布
・学校統合推進課だより（南部・西部地区版）No. 7 〕

○委員長 以上で本日の定例会を閉会します。

(午前11時12分閉会)